

第91回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月26日（木曜日）午前10時

開催場所

大阪市住之江区平林南二丁目10番60号
当社本社ビル

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件

書面又はインターネットによる議決権行使期限

2025年6月25日（水曜日）午後5時30分まで

目次

第91回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	16
連結計算書類	36
計算書類	38
監査報告	40

※ご出席の皆さまへのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

証券コード 7822
2025年6月9日

株 主 各 位

大阪市住之江区平林南二丁目10番60号
永大産業株式会社
代表取締役社長 枝園 統博

第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第91回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁及び4頁のご案内に従って、2025年6月25日（水曜日）午後5時30分までに、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

電子提供措置に関する事項

本株主総会の招集に際しては、株主総会資料に係る情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しております。

＜当社のウェブサイト＞

<https://www.eidai.com/profile/ir/stockholders.html>



＜東京証券取引所（東証）のウェブサイト＞

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



＜その他のウェブサイト＞

<https://d.sokai.jp/7822/teiji/>



（上記の東証ウェブサイトアクセスの場合は、「銘柄名（会社名）」に「永大産業」又は「コード」に「7822」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択して、ご覧ください。）

記

1 日 時	2025年6月26日（木曜日）午前10時
2 場 所	大阪市住之江区平林南二丁目10番60号 当社本社ビル (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第91期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会 の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第91期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役10名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。 ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

◎本年の株主総会につきましては、株主様からの書面交付請求の有無にかかわらず、昨年と同様、株主総会資料を書面にてお届けいたしますが、当該株主総会資料は、法令及び当社定款の規定に基づき、以下の書類につきましては記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は以下の書類を含む監査対象書類を監査しております。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

◎電子提供措置事項を修正する必要が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたしますのでご了承ください。

◎当日ご出席いただいた際にサポートが必要な株主様は、会場スタッフへお声がけください。

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告



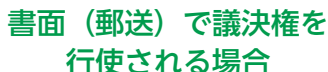
株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

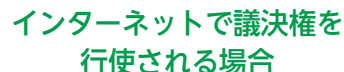
2025年6月26日（木曜日）
午前10時



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



次ページの案内に従って、議案の
賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

●こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 ≫ **「賛」** の欄に○印
- 反対する場合 ≫ **「否」** の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に
 反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、
 反対する候補者の番号を
 ご記入ください。

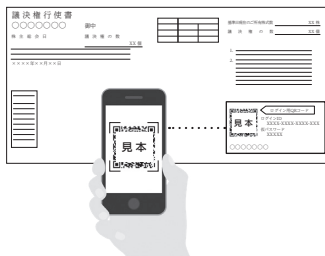
※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

株主総会参考書類

第 1 号議案 剰余金の処分の件

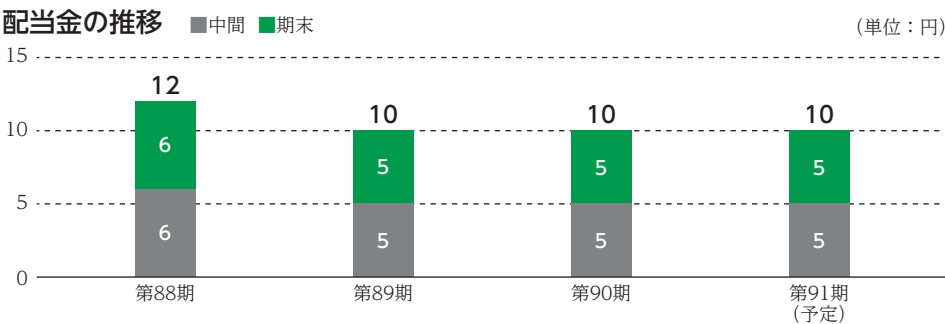
当社は、配当政策を経営の最重要課題のひとつと認識しており、安定的な配当の維持継続を念頭に置きながら、財務状況及び連結業績等を勘案して、適切な配当金額を決定しております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社株式 1 株につき金 5 円 配当総額は220,976,910円 なお、中間配当金においても同様に 1 株につき金 5 円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は 1 株につき金 10 円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2025 年 6 月 27 日

<ご参考>



第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、社外取締役3名を含む取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名				現在の当社における地位	
1	し 枝	えん 園	のぶ 統	ひろ 博	代表取締役執行役員社長	再任
2	いし 石	い 井	なお 直	き 樹	取締役常務執行役員	再任
3	た 田	べ 部	ただ 忠	みつ 光	取締役常務執行役員	再任
4	こ 小	じま 島	たか 孝	ひろ 弘	取締役上席執行役員	再任
5	ふじ 藤	もと 本	はち 八	ろう 郎	取締役執行役員	再任
6	にし 西	おか 岡	ひで 秀	あき 晃	取締役執行役員	再任
7	ふじ 藤	い 井	よし 義	ひさ 久	取締役	再任 社外 独立
8	おか 岡	の 野	こう 紘	じ 司	取締役	再任 社外 独立
9	かす 粕	い 井		たかし 隆	取締役	再任 社外 独立
10	なが 長	とも 友	しょういち 庄一	ろう 郎	執行役員	新任

再任・・・再任役員候補者

新任・・・新任役員候補者

社外・・・社外役員候補者

独立・・・(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

候補者番号

1

し えん
枝 園

のぶ ひろ
統 博

(1962年3月1日生)

所有する当社の株式数 …………… 121,700株

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年3月 当社入社
2004年4月 当社営業本部東京特販営業部長
2009年4月 当社事業本部建材事業部長兼資材部長
2010年6月 当社執行役員事業本部建材事業部長
2011年4月 当社上席執行役員事業本部建材事業部長
2011年6月 当社取締役上席執行役員事業本部建材事業部長
2012年4月 当社取締役上席執行役員営業本部副本部長
2012年6月 当社取締役上席執行役員営業本部長
2015年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長
2015年10月 当社取締役常務執行役員事業本部長
2016年4月 当社取締役常務執行役員総合企画本部長
2017年6月 当社取締役専務執行役員総合企画本部長
2019年4月 当社代表取締役執行役員社長（現任）

取締役候補者とした理由

営業部門や建材分野での業務や経営に携わり、製販両面での豊富な経験と経営実績を有しております。2019年4月から代表取締役執行役員社長として、当社グループの経営を担っており、事業全般に関する高い知見とリーダーシップをもって、当社グループの企業価値向上に努めております。これらの豊富な経験と実績に基づく経営能力を活かして、取締役としての責務・役割を果たすことができる

候補者番号

2

いし い
石 井

なお き
直 樹

(1964年9月13日生)

所有する当社の株式数 …………… 58,600株

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年3月 当社入社
2009年4月 当社営業本部東京特販営業部長
2012年4月 当社事業本部建材事業部長
2013年6月 当社執行役員事業本部建材事業部長
2014年6月 当社取締役執行役員事業本部建材事業部長
2015年10月 当社取締役執行役員事業本部副本部長兼建材事業部長
2016年4月 当社取締役執行役員事業本部長
2016年6月 当社取締役上席執行役員事業本部長
2017年6月 当社取締役常務執行役員事業本部長（現任）

取締役候補者とした理由

営業部門と建材分野での業務や経営に携わり、製販両面での高い知見と豊富な経験を有しております。特に、生産体制の再構築によるコストダウンや新製品開発をリードしてきました。2016年4月に事業本部長に就任後は、当社グループの製造部門を統括し、事業成長の推進に努めております。これらの豊富な経験と実績に基づく経営能力を活かして、取締役としての責務・役割を果たすことができる

候補者番号

3

た　　べ　　ただ　　みつ
田　部　　忠　光（1964年4月25日生）

所有する当社の株式数 …………… 60,000株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年3月 当社入社
2009年4月 当社事業本部内装システム事業部長
2013年6月 当社執行役員事業本部内装システム事業部長
2014年6月 当社取締役執行役員事業本部内装システム事業部長
2015年10月 当社取締役執行役員営業本部長
2016年6月 当社取締役上席執行役員営業本部長
2017年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長
2020年4月 当社取締役常務執行役員 永大小名浜(株)代表取締役社長兼関東住設産業(株)代表取締役社長
2021年4月 当社取締役常務執行役員 永大小名浜(株)代表取締役社長、関東住設産業(株)担当（現任）

取締役候補者とした理由

営業部門と内装システム分野での業務や経営に携わり、製販両面での高い知見と豊富な経験を有しております。特に、高齢者向けの新製品開発を手がけ、成長戦略を牽引しました。2015年10月に営業本部長として営業部門を統括し、2020年4月からは連結子会社である永大小名浜(株)及び関東住設産業(株)を担当し、グループ会社の経営と事業強化に努めております。これらの豊富な経験と実績に基づく経営能力を活かして、取締役としての責務・役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

こ　　じま　　たか　　ひろ
小　島　　孝　弘（1966年1月25日生）

所有する当社の株式数 …………… 52,600株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年3月 当社入社
2009年7月 当社営業本部東京営業部長
2013年4月 当社営業本部副本部長兼東京営業部長
2013年6月 当社執行役員営業本部副本部長兼東京営業部長
2014年4月 当社執行役員営業本部副本部長兼営業推進部長
2015年6月 当社取締役執行役員営業本部副本部長兼営業推進部長
2015年10月 当社取締役執行役員事業本部内装システム事業部長
2017年4月 当社取締役執行役員事業本部海外事業部長
2020年4月 当社取締役上席執行役員営業本部長（現任）

取締役候補者とした理由

営業部門での豊富な経験と実績を有しており、顧客ニーズに適応した販売戦略によって事業拡大を牽引してきました。2015年に内装システム事業部長として製造部門に従事し、2017年4月からは海外事業部長として海外子会社の経営に携わり、2020年4月から営業本部長として営業部門を統括して事業拡大に努めております。これらの豊富な経験と実績に基づく経営能力を活かして、取締役としての責務・役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

招集
ご通知

株主
総会参考書類

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告

候補者番号

5

ふじ もと はち ろう
藤 本 八 郎

(1964年10月19日生)

所有する当社の株式数 …………… 54,000株

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 3 月 当社入社
2009年 4 月 当社事業本部総合研究所長
2013年 6 月 当社執行役員事業本部総合研究所長
2017年 4 月 当社執行役員永大小名浜(株)取締役副社長
2018年 4 月 当社執行役員永大小名浜(株)代表取締役社長
2020年 4 月 当社執行役員事業本部海外事業部長
2020年 6 月 当社取締役執行役員事業本部海外事業部長
2023年 4 月 当社取締役執行役員品質管理部長
2024年 4 月 当社取締役執行役員 ENボード(株)代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

木質加工技術の研究において高い知見と豊富な経験を有しております。2017年4月から連結子会社である永大小名浜(株)の経営に携わり、当社グループの事業成長に貢献してきました。2020年4月以降は、海外事業部長、品質管理部長を歴任し、2024年4月からは、ENボード(株)の代表取締役社長として事業を牽引しております。これらの豊富な経験と実績に基づく経営能力を活かして、取締役としての責務・役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

にし おか ひで あき
西 岡 秀 晃

(1962年4月17日生)

所有する当社の株式数 …………… 31,100株

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4 月 (株)大和銀行（現(株)りそな銀行）入行
2011年 5 月 同行北浜支店長
2013年 4 月 同行HDオペレーション改革部（大阪）部長
2015年10月 当社総務部長
2019年 4 月 当社執行役員総務部長
2020年 6 月 当社取締役執行役員総務部長（現任）

取締役候補者とした理由

管理全般に関する多様な経験と幅広い知見を有しており、2020年6月に取締役に就任し、当社グループの事業拡大と企業価値向上に努めております。これらの豊富な経験と実績に基づく経営能力を活かして、取締役としての責務・役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

候補者名

藤井 義久

（1957年7月14日生）

所有する当社の株式数

0株

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4 月 京都大学農学部助手

1994年 7 月 京都大学農学部助教授

1997年 4 月 京都大学大学院農学研究科助教授

2013年 4 月 国立大学法人京都大学大学院農学研究科教授

2016年 5 月 一般社団法人住宅長期支援センター副理事長

2017年 5 月 公益社団法人日本木材保存協会副会長

2017年 6 月 一般社団法人日本木材学会理事

2018年 6 月 当社社外監査役

2022年 6 月 当社社外取締役（現任）

2023年 4 月 国立大学法人京都大学名誉教授（現任）

2023年 5 月 公益社団法人日本木材保存協会会長（現任）

2025年 4 月 一般社団法人住宅長期支援センター理事長（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

長年にわたり、大学教授として木質科学と木材の有効利用について研究され、幅広い知見と深い専門知識を有しております。2018年6月から当社社外監査役として、また2022年6月からは当社社外取締役として積極的な発言等によって、取締役会の建設的な議論に大いに貢献いただいております。今後も専門的見地からの助言等を通じて、経営の監督機能の強化に尽力いただくことが期待されるため、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

8

候補者名

岡野 紘司

（1978年10月13日生）

所有する当社の株式数

0株

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2008年12月 弁護士登録

2009年 1 月 弁護士法人御堂筋法律事務所入所

2017年 1 月 弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー（現任）

2022年 6 月 日本ニューマチック工業(株) 社外取締役（監査等委員）（現任）

2023年 6 月 当社社外取締役（現任）

2023年12月 NTKジャパン(株) 社外監査役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

弁護士としての豊富な経験と深い専門知識を有し、企業法務に精通しております。これらの専門的見地や幅広い経営的視点をもとに、取締役会において積極的に発言し、当社の経営の監督の役割を適切に果たしています。今後も経営の監督機能の強化に尽力いただくことが期待されるため、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

9

かす い
粕 井

たかし
隆 (1953年9月12日生)

所有する当社の株式数 …………… 10,000株

再 任

社 外

独 立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年9月 新和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所
1982年8月 公認会計士登録
1985年9月 東邦ビジネスコンサルタント(株)設立 代表取締役社長（現任）
2015年8月 TONE(株) 社外取締役
2016年8月 TONE(株) 社外取締役（監査等委員）（現任）
2024年6月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

公認会計士としての幅広い見識と高度な専門知識、ならびに経営コンサルタント及び会社経営者としての豊富な経験と実績を有しております。これらを活かし、経営的視点からの積極的な発言等によって、取締役会の建設的な議論に大いに貢献いただいております。今後も経営の監督機能の強化に尽力いただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

10

なが とも
長 友

しょう いち ろう
庄 一郎 (1970年3月22日生)

所有する当社の株式数 …………… 11,200株

新 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年3月 当社入社
2006年10月 当社事業本部建材事業部山口・平生事業所建材工場長
2014年4月 当社事業本部事業推進部長
2015年10月 当社事業本部事業推進部長兼山口生産管理部長
2016年4月 当社総合企画本部マーケティング部長
2019年4月 当社執行役員事業本部マーケティング部長
2021年4月 当社執行役員事業本部事業管理部長
2024年4月 当社執行役員経営管理部長（現任）

取締役候補者とした理由

主に建材分野における工場運営と製品開発に携わり、製造・生産管理面における豊富な経験と実績を有しております。また、マーケティング部長、事業管理部長を歴任し、2024年4月からは経営管理部長として、経営企画やIR部門の業務を牽引しております。これらの幅広い知見を活かして、取締役会の意思決定機能、監督機能を強化することが期待されるため、新たに取締役候補者となりました。

- (注) 1. 当社は、学術研究助成のため、藤井義久氏が名誉教授を務める国立大学法人京都大学へ2024年度に60万円を寄付しておりますが、その規模は僅少であります。また、当社は同氏が会長を務める公益社団法人日本木材保存協会の賛助会員であります。その他各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藤井義久、岡野紘司及び粕井隆の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 藤井義久、岡野紘司及び粕井隆の3氏は、現在、当社の社外取締役であり、3氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって藤井義久氏が3年、岡野紘司氏が2年、粕井隆氏が1年となります。
4. 藤井義久及び岡野紘司の2氏は、過去に社外取締役及び社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、それぞれの社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役との間で会社法第423条第1項に係る損害賠償責任について同法第427条第1項に基づき、法令に定める最低責任限度額を賠償責任の限度額とする責任限定契約を締結しております。藤井義久、岡野紘司及び粕井隆の3氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者による保険料負担はありません。なお、2025年12月に同内容での更新を予定しております。
7. 藤井義久、岡野紘司及び粕井隆の3氏の選任が承認された場合、当社は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

(ご参考) 取締役候補者のスキルマトリックス (本総会において、各取締役候補者が選任された場合)

取締役候補者の主な経験と専門性は、次のとおりであります。

氏名	役職	主な経験・専門性等					
		企業経営	製造技術	研究開発	営業	財務会計	法務 リスク管理
枝園 統博	代表取締役 執行役員社長	●	●		●		
石井 直樹	取締役 常務執行役員	●	●	●			
田部 忠光	取締役 常務執行役員	●	●		●		
小島 孝弘	取締役 上席執行役員	●			●		
藤本 八郎	取締役 執行役員	●	●	●			
西岡 秀晃	取締役 執行役員					●	●
藤井 義久	社外取締役		●	●			
岡野 紘司	社外取締役	●					●
粕井 隆	社外取締役	●				●	
長友 庄一郎	取締役 執行役員	●	●				

(注) 上記一覧表は、各人の経験などを踏まえ、より専門性を発揮できる分野を表しており、

各人の有するすべての経験と専門性を表すものではありません。

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役石橋秀行、野澤信也、雑賀裕子の3氏が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	1	むら かみ たか き 村上 貴基 (1966年6月3日生)	所有する当社の株式数 ……………	10,200株
-------	---	----------------------------------	------------------	---------

新任	略歴、地位及び重要な兼職の状況 1990年 3 月 当社入社 2013年 4 月 当社事業本部大阪生産管理部長 2014年 4 月 当社内部監査室長 監査役候補者とした理由 製造部門において責任者として業務運営を統括した経験を有し、また、当社内部監査室長として当社グループにおける監査業務に長年携わるなど、監査及びガバナンスに関し豊富な実務経験と幅広い見識を有しております。それらを活かし、監査体制の強化を図ることにより、監査役会全体としての監査の実効性向上が期待されるため、新たに監査役候補者となりました。
----	--

候補者番号	2	なが た ち あ き 永田 千麻紀 (1970年9月25日生)	所有する当社の株式数 ……………	8,800株
-------	---	------------------------------------	------------------	--------

新任	略歴、地位及び重要な兼職の状況 1993年 3 月 当社入社 2024年 4 月 当社事業本部事業管理部長 監査役候補者とした理由 当社入社以来、当社製品の研究、開発、及び製造部門における管理業務に携わっていた経験から、製造業務全般に関する幅広い知識を有しております。それらを活かし、常勤監査役として現場実査に基づいた確かな監査により、監査役会全体としての監査の実効性向上が期待されるため、新たに監査役候補者となりました。
----	---

招集
ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

3

たけ だ ち ほ
竹 田 千 穂 (1973年2月9日生)

所有する当社の株式数 ……………

0株

新任

社外

独立

略歴、地位及び重要な兼職の状況

2001年10月 弁護士登録
2001年10月 三宅合同法律事務所（現弁護士法人三宅法律事務所）入所
2016年 5 月 弁護士法人三宅法律事務所パートナー（現任）
2019年 6 月 京阪神ビルディング(株) 社外監査役
2020年 6 月 (株)ニチダイ 社外取締役（監査等委員）（現任）
2022年 6 月 京阪神ビルディング(株) 社外取締役（現任）
2023年 6 月 ダイハツディーゼル(株)（現ダイハツインフィニアース(株)） 社外取締役（現任）

社外監査役候補者とした理由

弁護士として豊富な経験と高度な専門知識を有しております。加えて、他社の社外取締役および社外監査役を歴任し、企業経営およびコーポレートガバナンスに関する豊富な知見を有しております。それらを活かし、当社においても、社外監査役として、独立した立場から経営の監督機能を適切に果たし、企業価値の向上に寄与することが期待されるため、新たに社外監査役候補者となりました。

- (注) 1. 当社は、竹田千穂氏が所属している弁護士法人三宅法律事務所との間に顧問契約を締結しております。その他の候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 竹田千穂氏は、社外監査役候補者であります。
3. 竹田千穂氏の戸籍上の氏名は草島千穂ですが、職務上使用している氏名で表記しております。
4. 竹田千穂氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、監査役候補者とした理由に記載のとおり、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役との間で会社法第423条第1項に係る損害賠償責任について同法第427条第1項に基づき、法令に定める最低責任限度額を賠償責任の限度額とする責任限定契約を締結しております。竹田千穂氏の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者による保険料負担はありません。なお、2025年12月に同内容での更新を予定しております。
7. 竹田千穂氏の選任が承認された場合、当社は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

以上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や旺盛なインバウンド需要を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、長期化する原材料、資源・エネルギー価格の上昇等による物価高や、不安定な為替相場の影響により、先行き不透明な状況が続きました。

住宅業界におきましては、建設資材や物流コスト等の上昇による住宅価格の高止まりに加え、住宅ローン金利の上昇も影響し、住宅取得に慎重な動きが見られました。この結果、持家や分譲戸建の新設住宅着工戸数は年度を通じて低調に推移するなど、厳しい経営環境が続きました。

このような状況の中、当社グループでは、中期経営計画「EIDAI Advance Plan 2026」の達成に向けて、生産性の向上と経費削減に取り組むとともに、適正価格での販売に注力し、製販一体となった取り組みを推進しました。住宅資材事業では、売上高は前年度を下回ったものの、利益率が改善したことにより、前年度比で増益となりました。一方、木質ボード事業では、子会社のE Nボード株式会社の生産量が本来の生産能力には届かない状況で、製造原価の低減を十分に図ることができなかったことにより、前年度比で赤字が拡大しました。

これらの結果、当期の売上高は、71,202百万円（前年度比0.6%減）、営業損失は293百万円（前年度は営業利益368百万円）、経常損失は398百万円（前年度は経常利益321百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は29百万円（前年度は親会社株主に帰属する当期純利益3,219百万円）となりました。なお、前年度の親会社株主に帰属する当期純利益は火災事故に伴う受取保険金を特別利益に計上しているため、当期の実績と大幅な乖離が生じております。

	第90期 (2024年3月期)	第91期 (2025年3月期)	前年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	71,665	71,202	△462	△0.6%
営業利益又は営業損失 (△)	368	△293	△661	－
経常利益又は経常損失 (△)	321	△398	△720	－
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失 (△)	3,219	△29	△3,249	－

セグメント別の概況は次のとおりであります。

住宅資材事業

住宅資材事業におきましては、フローリング、室内階段、室内ドア、収納等の色柄・デザインを体系化した基軸ブランド「Skism（スキスム）」の更なる販売拡大に注力するとともに、お客様が当社製品を検討するツールとして「3D空間シミュレーション」を当社ウェブサイト上に公開しました。さらに、TVドラマへの美術協力や当社ウェブサイト及びSNSを通じた情報発信を積極的に行うなど、認知度の向上に努めております。

このほか、各分野において以下の施策を推し進めました。

建材分野では、フローリングや室内階段の「銘樹」ブランドや非木質素材の質感をシートでリアルに再現したフローリング「コンカーボ」の販売を強化しました。さらに、シートタイプのフローリングに対応するシート化粧階段を充実させるなど、商品力の向上を図りました。

内装システム分野では、主力製品である「スキスムT」や最上位シリーズの「グランマジエスト」の販売拡大に努めました。さらに、近年はペットの飼育頭数が増加傾向にあることを受け、「収納棚フリーハンギングシェルフ」において、その可変性を活かしたペット対応アイテムを追加しました。

住設分野では、システムキッチン「ラフィーナ ネオ リアリストシリーズ」に連続木目柄デザインや大理石調の扉、ワークトップと同素材のダイニングテーブルを追加しました。さらに、「コンパクトキッチン プレzzo」をリニューアルするとともに、造作風洗面「アクアージュsai」を発売するなど、水まわり製品の品揃えの充実を図りました。

これらの結果、住宅資材事業の売上高は前年度比で減少しましたが、収益面では大きく貢献しました。

木質ボード事業

木質ボード事業におきましては、2023年5月に発生した火災事故からの信頼回復に努めるとともに、既存販売先のシェアアップや新規販売先の開拓に取り組みました。一方、ENボード株式会社においては、停止ロスの削減等、生産性の改善に取り組んだ結果、生産量は徐々に増加しているものの、収益改善が思うように進まず、木質ボード事業は前年度比で赤字が拡大しました。

その他事業

当社グループは、上記事業のほか、不動産有効活用事業、太陽光発電事業を推進しております。

不動産有効活用事業では、これまでに建設した賃貸マンションやその他の遊休不動産の賃貸で、安定した収益を確保しました。

太陽光発電事業では、山口・平生事業所と大阪事業所に設置した太陽光発電設備が安定した稼働を続けております。

セグメント別の売上高及び損益は以下のとおりであります。

<売上高^{※1}>

(単位：百万円)

	第90期 (2024年3月期)	第91期 (2025年3月期)	前年度比(%)
住 宅 資 材 事 業	63,201	60,865	△3.7
木 質 ボ ー ド 事 業	8,338	10,211	22.5
そ の 他 事 業	125	126	0.7
合 計	71,665	71,202	△0.6

※1 売上高は、外部顧客への売上高であります。

<セグメント利益又は損失(△)^{※2}>

(単位：百万円)

	第90期 (2024年3月期)	第91期 (2025年3月期)	前年度比(%)
住 宅 資 材 事 業	3,539	3,919	10.7
木 質 ボ ー ド 事 業	△1,387	△2,271	—
そ の 他 事 業	72	74	2.7
調 整 額 ^{※3}	△1,856	△2,015	—
合 計	368	△293	—

※2 セグメント利益又は損失は連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

※3 セグメント利益又は損失の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) 設備投資の状況

当社グループでは、生産能力の維持向上を図るため、生産拠点の整備や製造設備の増強を目的とした設備投資を行いました。当期における設備投資額は2,329百万円となり、その内訳は、住宅資材事業1,599百万円、木質ボード事業408百万円（うち、E Nボード株式会社は257百万円）、その他事業11百万円及び共通部門310百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続き、国内景気は緩やかな回復基調を維持するものの、地政学リスクの高まりや急激な為替変動、海外景気の下振れ懸念に加え、米国の政策動向による不確実性が高まっており、先行き不透明な状況が続くと見ております。

住宅業界におきましては、少子高齢化と人口減少を背景に、新築住宅の需要は減少傾向にあるものの、賃貸やリノベーション市場は底堅く推移すると見ております。一方で、原材料価格の高止まりやエネルギー価格の上昇、さらに人手不足や物流コストの増加といった複合的な要因により、依然として厳しい事業環境が続くと見ております。

こうした中、当社グループでは、住宅資材事業においては、既存販売先におけるシェアアップや新規販売先の開拓により、利益の源泉となる売上を拡大させるとともに、販売価格の適正化や販売構成の改善、製造原価の低減等により更なる収益性の改善を図ってまいります。また、リノベーションやリフォームの需要を取り込むとともに、非住宅分野での販売を強化することにより、新築依存からの事業構造の転換を進め、事業領域の拡大と収益力の強化を図ります。

次に、木質ボード事業においては、最優先課題であるE Nボード株式会社の収益改善に向けて、生産設備の稼働時間を最大限に維持することが重要であると認識しております。具体的には、ラインの停止時間の削減や不良ロスの低減等を図り、計画通りの生産量を確保することで、安定した生産体制の構築と、持続的な収益基盤の強化を目指してまいります。さらに、販売面では、新規販売先の開拓を進めるとともに、フローリング基材用のパーティクルボードを積極的に提案するなど、黒字化に向けた取り組みを確実に進めてまいります。

当社グループは、中期経営計画「EIDAI Advance Plan 2026」で定めた重点施策を着実に推進し、グループ全体で安定した経営基盤の構築と収益力の強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

中期経営計画「EIDAI Advance Plan 2026」の要旨は以下のとおりです。

①数値目標《連結》

(単位：百万円)

	2023年3月期 (実績)	2024年3月期 (実績)	2025年3月期 (実績)	2026年3月期 (計画)	2027年3月期 (計画)
売上高	69,787	71,665	71,202	74,500	76,500
営業利益又は営業損失(△)	△1,143	368	△293	800	1,000
経常利益又は経常損失(△)	△1,309	321	△398	600	800
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失(△)	△1,104	3,219	△29	500	550
EBITDA (※)	1,473	3,830	3,380	4,500	4,750
売上高経常利益率(%)	－	0.4	－	0.8	1.0
ROE (%)	－	7.6	－	1.4	1.5
PBR (倍)	0.24	0.29	0.21	0.24	0.34

※ EBITDA＝税金等調整前当期純利益に特別損益、支払利息および減価償却費を加算した値です。

②資本政策・収益計画の基本方針

株主価値の持続的成長を目指し、事業拡大の機会を迅速、確実に捉えるために必要となる十分な株主資本の水準を保持するとともに、安定した配当を確保しつつ、自己株式の取得を必要に応じて検討することとしております。

また、当社グループは、中期経営計画の着実な推進によって収益力の強化を図り、ROE、PBRの向上に努めてまいります。

③重点施策

ア．安全についての取り組み

2023年に発生した2件の重大事故を教訓とし、二度とこのような事故を起こさないよう、グループ一丸となって、従業員の安全意識の高揚を図るとともに、全ての従業員が安全に業務を行えるよう職場環境整備を推進してまいります。

イ．お取引先様及びエンドユーザー様にご満足いただける製品品質とサービスの提供

設計、製造から販売に至るまで、「お取引先様及びエンドユーザー様にご満足いただくこと」を最優先とし、お客様の声に耳を傾け、信頼される製品品質とサービスを提供してまいります。

ウ．住宅資材事業でのシェアアップと新設住宅着工戸数に依存しない事業構造への転換

当社の主力である住宅分野においては、多様なニーズを取り入れた製品開発とライフスタイルの変化に合わせた製品の拡充に取り組み、効果的な販売促進策を通じて、これまで以上のシェアアップと売上の拡大を図ってまいります。

また、リフォームに適した省施工、短納期製品の充実を図ってまいります。さらに、海外子会社（Eidai Vietnam Co.,Ltd.）の安定した資材調達、生産、日本国内への供給を継続するとともに、ベトナム国内外での販売を拡大してまいります。これらの取り組みを実行することにより、事業構造の転換を加速し、事業領域の拡大と収益力の強化を図ってまいります。

エ．木質ボード事業の強化、拡大及び住宅資材事業との相乗効果の発揮

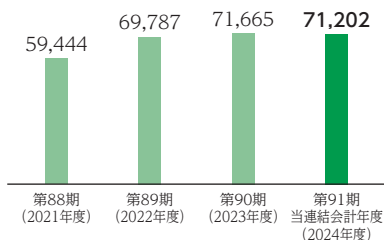
ＥＮボード株式会社の事業計画を必達させるとともに、月間15,000トンの安定的な生産体制を確立してまいります。また、パーティクルボードの新たな用途を開発し、住宅資材事業の製品へ積極的に採用するなど、材料から製品までを一貫して生産できる体制を構築することにより、調達コストと製品供給の安定化に取り組み、木質ボード事業の拡大と収益向上を図ってまいります。

オ．サステナブル経営の推進

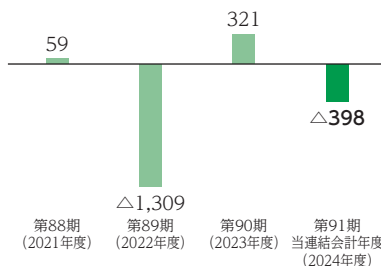
「木を活かし、よりよい暮らしを」という基本理念のもと、健全で透明性の高い経営とステークホルダーから信頼される事業活動を通じて、サステナビリティを巡る課題に積極的に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

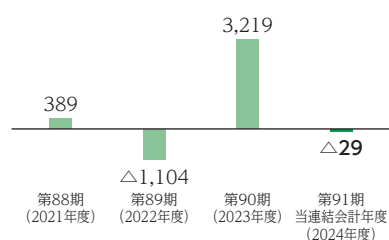
売上高 (単位：百万円)



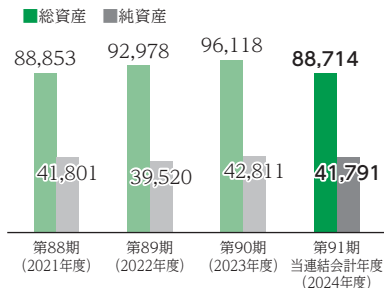
経常利益又は経常損失 (△) (単位：百万円)



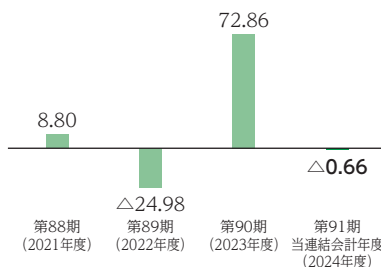
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (△) (単位：百万円)



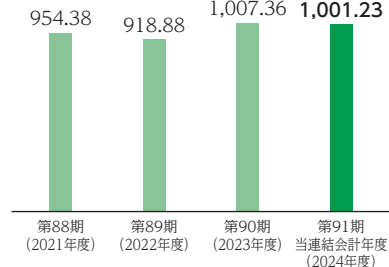
総資産 / 純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (単位：円)



1株当たり純資産 (単位：円)



		第 88 期 (2021年度)	第 89 期 (2022年度)	第 90 期 (2023年度)	第 91 期 (当連結会計年度 (2024年度))
売上高	(百万円)	59,444	69,787	71,665	71,202
経常利益又は 経常損失 (△)	(百万円)	59	△1,309	321	△398
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失 (△)	(百万円)	389	△1,104	3,219	△29
1株当たり当期純利益又は 当期純損失 (△)	(円)	8.80	△24.98	72.86	△0.66
総資産	(百万円)	88,853	92,978	96,118	88,714
純資産	(百万円)	41,801	39,520	42,811	41,791
1株当たり純資産	(円)	954.38	918.88	1,007.36	1,001.23

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
永大小名浜株式会社	337百万円	100.0%	素材パーティクルボード、化粧パーティクルボード、内装システム製品の製造・販売
E Nボード株式会社	100百万円	65.0%	素材パーティクルボードの製造・加工・販売
Eidai Vietnam Co.,Ltd.	11百万米ドル	100.0%	フローリングの製造
関東住設産業株式会社	20百万円	100.0%	システムキッチン・洗面化粧台などの開発・製造・販売

③ 当事業年度末における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④ その他重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
エヌ・アンド・イー株式会社	450百万円	30.0%	MDF（中質繊維板）の製造・販売

(7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

事業名	主な製品	
住宅資材事業	建材分野	フローリング、階段セット、壁材
	内装システム分野	室内ドア、造作材、クロゼット、シューズボックス、その他内装部材
	住設分野	システムキッチン、洗面化粧台、システムバス
木質ボード事業	パーティクルボード分野	素材パーティクルボード、化粧パーティクルボード
その他事業	不動産有効活用事業（所有不動産の有効活用） 太陽光発電事業	

(8) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

① 当社

名 称		所 在 地
本 社 営 業 所	東 北 営 業 部 仙 台 営 業 所	大 阪 市 住 之 江 区
	首 都 圏 営 業 部 東 京 西 営 業 所	仙 台 市 若 林 区
	関 東 営 業 部 埼 玉 営 業 所	東 京 都 立 川 市
	中 部 営 業 部 名 古 屋 営 業 所	さ い た ま 市 北 区
	大 阪 営 業 部 大 阪 営 業 所	名 古 屋 市 中 川 区
	中 四 国 営 業 部 広 島 営 業 所	大 阪 市 住 之 江 区
	九 州 営 業 部 福 岡 営 業 所	広 島 市 西 区
	東 京 特 販 営 業 部	福 岡 市 博 多 区
工 場	大 阪 特 販 営 業 部	東 京 都 新 宿 区
	山 口 ・ 平 生 事 業 所	大 阪 市 北 区
	敦 賀 事 業 所	山 口 県 熊 毛 郡 平 生 町
	大 阪 事 業 所	福 井 県 敦 賀 市
		大 阪 府 堺 市

② 子会社

名 称	所 在 地
永 大 小 名 浜 株 式 会 社	福 島 県 い わ き 市
E N ボ ー ド 株 式 会 社	静 岡 県 駿 東 郡 小 山 町
関 東 住 設 産 業 株 式 会 社	群 馬 県 前 橋 市
E i d a i V i e t n a m C o . , L t d .	ベ ト ナ ム 国 ハ ナ ム 省

(9) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
1,476 (643) 名	44 (△48) 名

(注) 使用人数は就業者数（当社グループからグループ外への出向者は除き、グループ外から当社グループへの出向者は含む）であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）は当連結会計年度の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
950 (406) 名	4 (△60) 名	43.59歳	19.22年

(注) 使用人数は就業者数であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）は当事業年度の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入金残高
シンジケートローン	12,154百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,274百万円
日本ノボパン工業株式会社	2,800百万円
株式会社紀陽銀行	2,184百万円
株式会社商工組合中央金庫	1,086百万円
合 計	21,499百万円

(注) シンジケートローンは、株式会社りそな銀行を幹事とする計10行からの協調融資によるものです。

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 160,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 46,783,800株
- (3) 株主数 7,901名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
永大産業取引先持株会	4,015 千株	9.08 %
住友林業株式会社	2,306	5.22
大日本印刷株式会社	2,237	5.06
永大産業従業員持株会	2,195	4.97
株式会社りそな銀行	1,640	3.71
トーヨーマテリア株式会社	1,550	3.51
ナイス株式会社	1,460	3.30
双日建材株式会社	1,349	3.05
JKホールディングス株式会社	1,100	2.49
アイカ工業株式会社	1,028	2.33

(注) 1. 当社は、自己株式を2,588,418株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役執行役員社長	枝 園 統 博	
取 締 役 常 務 執 行 役 員	石 井 直 樹	事業本部長、E Nボード(株)担当 Eidai Vietnam Co.,Ltd.担当
取 締 役 常 務 執 行 役 員	田 部 忠 光	永大小名浜(株)代表取締役社長 関東住設産業(株)担当
取 締 役 上 席 執 行 役 員	小 島 孝 弘	営業本部長
取 締 役 執 行 役 員	藤 本 八 郎	ENボード(株)代表取締役社長
取 締 役 執 行 役 員	西 岡 秀 晃	総務部長、人事部・経理部・経営管理部担当
取 締 役	藤 井 義 久	国立大学法人京都大学名誉教授 公益社団法人日本木材保存協会会長
取 締 役	岡 野 紘 司	弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー 日本ニューマチック工業(株) 社外取締役(監査等委員) NTKジャパン(株) 社外監査役
取 締 役	粕 井 隆	東邦ビジネスコンサルタント(株) 代表取締役社長 TONE(株) 社外取締役 (監査等委員)
常 勤 監 査 役	石 橋 秀 行	
常 勤 監 査 役	野 澤 信 也	
監 査 役	雑 賀 裕 子	弁護士法人三宅法律事務所弁護士
監 査 役	本 井 啓 治	本井公認会計士・税理士事務所所長 監査法人ユウワット会計社理事長

- (注) 1. 取締役藤井義久、取締役岡野紘司及び取締役粕井隆の3氏は、社外取締役であります。
2. 監査役雑賀裕子及び監査役本井啓治の両氏は、社外監査役であります。
3. 林光行氏は、2024年6月27日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって取締役を任期満了により退任しました。
4. 当社は、取締役藤井義久、取締役岡野紘司、取締役粕井隆、監査役雑賀裕子及び監査役本井啓治の5氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該決議に際しては、社外取締役が半数を占める人事協議会へ諮問し答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、人事協議会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

- ・ 当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。
- ・ 業務執行取締役の報酬は、①固定報酬としての基本報酬、②業績連動報酬、③中長期インセンティブとしての株式取得型報酬により構成する。
- ・ 社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

ロ. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

- ・ 当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ. 業績連動報酬ならびに株式取得型報酬の内容および額の算定方法の決定に関する方針

- ・ 業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。
- ・ 目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設計し、適宜、環境の変化に応じて人事協議会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。
- ・ 株式取得型報酬は、毎月役員持株会に拠出して自社株式を取得することに限定した現金報酬とし、取得した株式は在任期間中、継続して保有することとする。

- ニ. 基本報酬の額、業績連動報酬の額、株式取得型報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
- ・業務執行取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬（構成比83%）、業績連動報酬（構成比10%）、株式取得型報酬（構成比7%）を目安とし、人事協議会において検討を行う。
 - ・取締役会は人事協議会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。
- ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
- ・個人別の報酬額については、当社の業績等を勘案しつつ各取締役について評価を行うには代表取締役が適しているとの理由から、取締役会決議に基づき代表取締役社長枝園統博がその具体的内容について委任を受けるものとする。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び株式取得型報酬の額ならびに各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。
 - ・取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、人事協議会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容にしたがって決定しなければならないこととする。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数
		基本報酬	株式取得型報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	166 (14)	140 (14)	10 (－)	15 (－)	10 (4)
監査役 (うち社外監査役)	40 (7)	40 (7)	－	－	4 (2)
合計 (うち社外役員)	207 (21)	181 (21)	10 (－)	15 (－)	14 (6)

(注) 取締役及び監査役の報酬の限度額は、2007年6月28日開催の第73回定時株主総会において、取締役については「年額3億6,000万円以内」、監査役については「年額6,000万円以内」と決議いただいております。当時の員数は取締役11名（現在9名）、監査役4名（現在4名）でした。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	藤井義久	国立大学法人京都大学名誉教授 公益社団法人日本木材保存協会会長	学術研究助成のため、国立大学法人京都大学へ60万円を寄付しておりますが、その規模は僅少であります。 また、当社は公益社団法人日本木材保存協会の賛助会員であります。
	岡野紘司	弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー 日本ニューマチック工業(株) 社外取締役 (監査等委員) NTKジャパン(株) 社外監査役	記載すべき関係はありません。
	粕井 隆	東邦ビジネスコンサルタント(株) 代表取締役社長 TONE(株) 社外取締役 (監査等委員)	記載すべき関係はありません。
監査役	雑賀 裕子	弁護士法人三宅法律事務所弁護士	同法律事務所との間で顧問契約を締結しております。
	本井啓治	本井公認会計士・税理士事務所所長 監査法人ユウワット会計社理事長	記載すべき関係はありません。

招集
ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

②当事業年度における主な活動状況

・社外取締役

氏名	取締役会 出席状況	発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
藤井義久	17回中17回 (100%)	主に木質科学の専門的見地から取締役会の議案審議において必要な発言を適宜行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行っております。
岡野紘司	17回中17回 (100%)	主に弁護士としての専門的見地から、積極的に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行っております。
粕井 隆	13回中13回 (100%)	主に公認会計士としての豊富な専門的知識と経営コンサルタント及び会社経営者としての経験を基に、積極的に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行っております。

(注) 取締役粕井隆氏は、2024年6月27日開催の第90回定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。

・社外監査役

氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況
雑賀裕子	17回中17回 (100%)	15回中15回 (100%)	主に弁護士としての専門的見地から取締役会の議案審議や監査役会における監査内容等の適法性確保に資する発言を適宜行っております。
本井啓治	17回中16回 (94%)	15回中15回 (100%)	主に公認会計士としての専門的見地から取締役会の議案審議や監査役会における監査内容等の適法性確保に資する発言を適宜行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約は、会社の役員としての業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害や、被保険者が会社に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合に被る損害等を填補することとしております。

招集
ご通知

株主
総会参考書類

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

区 分	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	49百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積り等の算出根拠等が、適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. Eidai Vietnam Co.,Ltd.は、当社の会計監査人と同じKPMGのメンバーファームの監査を受けております。

4. ENボード株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることに重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社は、2008年6月27日開催の当社第74回定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について、株主の皆様のご承認をいただきました。

その後、直近では、2023年6月23日開催の第89回定時株主総会での承認可決により更新されております（以下、現行の買収防衛策を「現プラン」といいます。）。

なお、現プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご覧ください。

（参考URL <https://www.eidai.com/profile/data/202305221600.pdf>）

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものも想定されます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

(2) 基本方針実現のための具体的取組

①当社グループの財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組

当社グループは、当社グループの企業価値ひいては株主価値の向上のために次のような取組を行っております。当社グループは、住宅用建材の素材から製品に至るまでの幅広い事業を展開し、快適な住環境作りに貢献できる製品を提供しています。また、経営の基本理念に「木を活かし、よりよい暮らしを」を掲げ、地球、社会、人との共生を通じて、豊かで持続可能な社会の実現に貢献する企業であり続けることを目指しております。

当社グループの得意とする木質材料加工技術、ステンレス加工技術を最大限に活かしながら、顧客ニーズや市場動向にマッチした製品の開発に取り組んでおります。

また、当社グループは、コーポレートガバナンスの強化・充実が経営の基本的課題であると認識し、公正性・透明性の高い意思決定と迅速で適切な経営判断により、継続的な企業価値の向上に取り組んでおります。

- ②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組

現プランは、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をされるのに必要かつ十分な情報及び時間並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保すること、当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために、当該大規模買付行為を行おうとする者と交渉を行うこと等を可能とするものです。

現プランにおいては、以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

(i) 当社が発行者である株式について、保有者の株式保有割合が20%以上となる買付け

(ii) 当社が発行者である株式について、公開買付けに係る株式の株式所有割合及びその特別関係者の株式所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

- (3) 上記の取組に対する当社取締役会の判断及びその理由

①企業価値向上のための取組は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保、向上させるための具体的方策として策定されております。

②現プランは、下記の点において公正性・客観性が担保される工夫がなされており、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

イ. 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

ロ. 当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保又は向上の目的をもって導入されていること

ハ. 株主意思を重視するものであること

ニ. 独立性の高い社外者（独立委員会）の判断の重視と情報開示

ホ. 合理的な客観的発動要件の設定

ヘ. デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	46,443	流 動 負 債	21,729
現金及び預金	7,740	買掛金	6,411
受取手形	45	電子記録債権	513
電子記録債権	10,604	短期借入金	175
売掛金	9,891	1年内返済予定の長期借入金	1,466
有価証券	1,000	リース債務	364
製品	5,495	未払金	10,483
仕掛品	3,446	未払費用	623
原材料及び貯蔵品	5,880	未払法人税等	102
未収入金	1,560	未払消費税等	198
未収還付法人税等	116	賞与引当金	617
その他の貸倒引当金	663	その他の	771
	△2		
固 定 資 産	42,270	固 定 負 債	25,193
有形固定資産	34,598	長期借入金	19,857
建物及び構築物	10,742	繰延税金負債	133
機械装置及び運搬具	13,294	退職給付に係る負債	2,434
土地	6,972	環境対策引当金	9
リース資産	2,841	リース債務	2,655
建設仮勘定	417	負債のれ	18
その他の固定資産	330	長期預り保証金	84
無形固定資産	756		
投資その他の資産	6,915	負 債 合 計	46,922
投資有価証券	5,957	(純 資 産 の 部)	
出資	7	株 主 資 本	41,239
長期前払費用	234	資本	3,285
繰延税金資産	178	資本剰余金	1,370
その他の貸倒引当金	551	利益剰余金	37,404
	△14	自己株式	△820
		その他の包括利益累計額	3,010
		その他有価証券評価差額金	2,495
		為替換算調整勘定	177
		退職給付に係る調整累計額	186
		繰延ヘッジ損益	150
		非支配株主持分	△2,458
		純 資 産 合 計	41,791
資 産 合 計	88,714	負 債 純 資 産 合 計	88,714

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目										金 額					
売上 販売 営業 受取仕 為負持 雑 営業 支雑 経 特 特	上	上	原	高						56,440	71,202				
	売	上	総	価						14,762					
	販	費	及	び	一	般	管	理	費	15,055					
	営	業	外	収						293					
	受	取	配	利						13					
	受	取	配	当						154					
	仕	入	割	差						4					
	為	の	の	れ	ん	償	却	益	11						
	負	分	法	に	よ	る	投	資	利	29					
	持	業	外	費						17					
雑	業	外	費						107	338					
営業 支雑 経 特 特	営	業	外	費						367					
	支	払	損	利						77	444				
	雑	常	損	損						398					
	経	別	資	産	売	却	益								
	特	固	取	保	險	入	益								
	特	受	損	失	引	当	金	戻	入	額					
	災	害	損	失	引	当	金	戻	入	額					
	別	別	損	損						28					
	減	定	資	産	除	却	損								
	固	定	資	産	撤	去	費								
税金 法人 法人 当期 非親	金	等	調	整	前	当	期	純	損	失					
	税	、	住	民	税	及	び	事	業	税					
	法	人	税	等	調	整									
	法	人	税	等	調	整									
	当	期	純	損						28	72				
	税	金	等	調	整	前	当	期	純	損	失				
	金	税	、	住	民	税	及	び	事	業	税				
	法	人	税	等	調	整									
	法	人	税	等	調	整									
	当	期	純	損						323	462				
非親	支	配	株	主	に	帰	属	す	る	当	期	純	損	失	
	配	株	主	に	帰	属	す	る	当	期	純	損	失	854	
	配	株	主	に	帰	属	す	る	当	期	純	損	失	825	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	期	純	損	失	29

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	38,260	流 動 負 債	17,976
現金及び預金	4,369	買掛金	6,353
受取手形	45	電子記録債権	23
電子記録債権	9,845	未払金	9,486
売掛金	9,001	未払費用	425
有価証券	1,000	未払法人税等	60
製品	4,968	未払消費税	139
仕掛品	2,484	未払消費のり	44
原材料及び貯蔵品	4,188	賞与引当金	539
前払費用	139	その他	904
未収入金	1,722		
未収還付法人税等	116		
関係会社短期貸付金	325		
その他倒引当金	55		
	△2		
固 定 資 産	19,268	固 定 負 債	2,379
有形固定資産	10,217	退職給付引当金	2,303
建物	4,247	長期預りの保証金	74
構築物	391	その他	2
機械及び装置	1,686		
車両運搬具	8		
工具、器具及び備品	234		
土地	3,499		
建物	2		
建設仮勘定	147		
無形固定資産	654	負 債 合 計	20,355
借入地権	15	(純 資 産 の 部)	
ソフトウエア	636	株 主 資 本	34,677
その他の資産	1	資本金	3,285
投資その他の資産	8,396	資本剰余金	1,357
投資有価証券	5,021	資本準備金	1,357
関係会社株	1,025	利益剰余金	30,855
出資金	7	利益準備金	256
関係会社出資金	873	その他利益剰余金	30,599
関係会社長期貸付金	5,410	別途積立金	31,400
従業員に対する長期貸付金	16	繰越利益剰余金	△800
長期前払費用	26	自 己 株 式	△820
繰延税金資産	75	評価・換算差額等	2,495
その他	521	その他有価証券評価差額金	2,495
倒引当金	△14		
関係会社貸倒引当金	△4,567		
資 産 合 計	57,529	純 資 産 合 計	37,173
		負債純資産合計	57,529

損 益 計 算 書

(自 2024年 4 月 1 日)
(至 2025年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目						金 額	
売上	上	原	高				64,659
売上	上	原	高			49,329	
販売費及び一般管理費			利益			13,863	15,329
営業外収益			利益				1,465
受取利息			利息			52	
有価証券			利			5	
受取配当			当			154	
受取賃貸			貸			9	
仕入割引			割			4	
雑収入			収			73	299
営業外費用			費用				
支払替			利			0	
雑経			差			0	
			損			71	71
特別利益			利				1,694
固定資産売却益			産			5	
受取保険金			保			25	
災害損失引当金戻入			引			3	34
特別損失			損				
減価償却			損			28	
固定資産除却			産			5	
固定資産撤去費用			撤			27	
関係会社貸倒引当金繰入			倒			1,390	1,452
税金引当			期				275
法人税、住民税及び事業税			税			199	
法人税等調整額			等			198	398
当期純損失			純				122

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 5 月12日

永大産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 島 久 木
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 弓 削 亜 紀
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、永大産業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、永大産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

永大産業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 島 久 木
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 弓 削 亜 紀
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、永大産業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第91期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、各事業所及び各営業部において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月13日

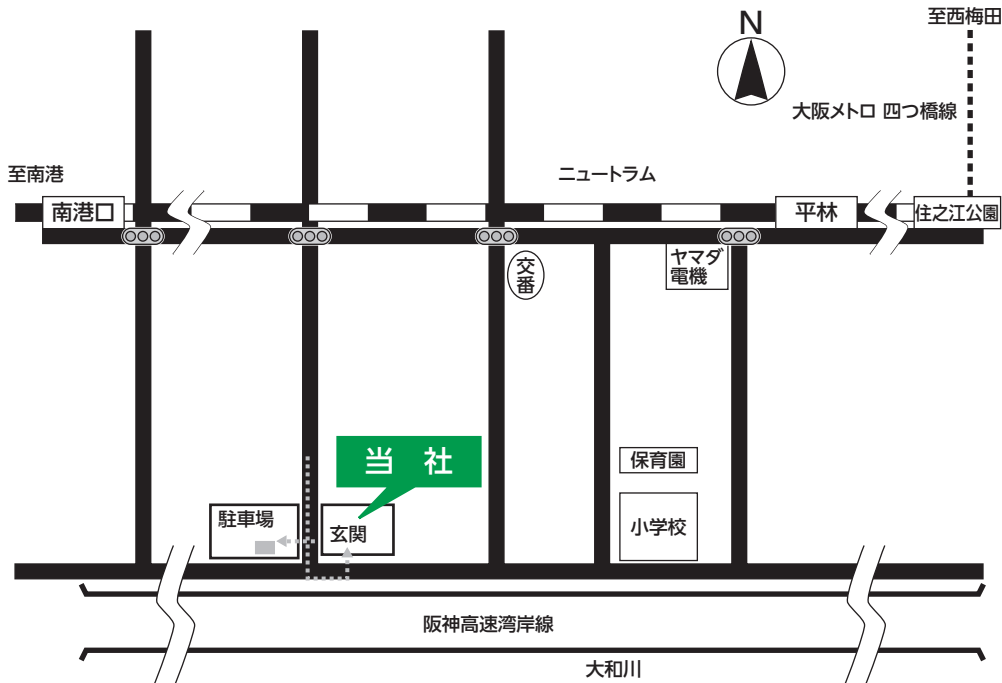
永大産業株式会社 監査役会

常勤監査役	石	橋	秀	行	Ⓔ
常勤監査役	野	澤	信	也	Ⓔ
社外監査役	雑	賀	裕	子	Ⓔ
社外監査役	本	井	啓	治	Ⓔ

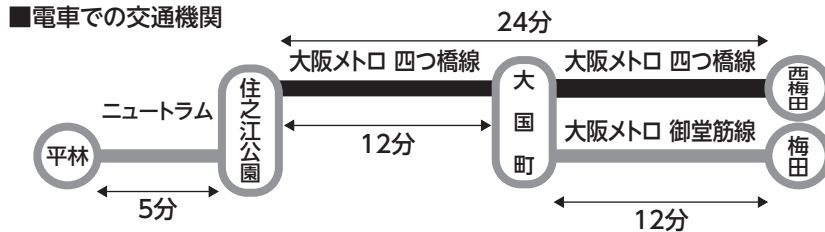
以 上

株主総会会場ご案内図

場所 大阪市住之江区平林南二丁目10番60号 当社本社ビル



■電車での交通機関



平林駅より徒歩15分